

進路指導の手引き

職能開発科

令和8年度

※保護者会や面談等で進路の話題がある時には、この手引きを御持参ください。

東京都立練馬特別支援学校

氏名	
----	--

— 目 次 —

1	進路指導とは	P 1
2	高等部3年間の流れ	P 2
3	進路指導の大まかな流れ	P 3
4	各学年の1年間の流れ	P 4
5	見学や体験（実習）に関する行事	P 7
6	校内で行う行事 卒業生のお話を聞く会 ビジネスマナー講座 進路先報告会	P 7
7	相談に関する取り組み 進路希望調査 進路面談・個人面談	P 8
8	関係機関に関する取り組み 福祉事務所訪問 通勤寮見学 求職登録 就労支援機関への登録	P 8
9	進路先について	P 10
(1)	企業就労とは 一般雇用と障害者雇用 特例子会社 重度判定とは 企業就労の業種 東京都教育委員会チャレンジ雇用	P 10
(2)	職能開発校等	P 13
(3)	社会人として働くために必要な力	P 14
10	支援機関について 障害福祉課（ケースワーカー） ハローワーク 職業センター 就労支援センター ジョブコーチについて 相談支援について	P 16
11	生活の場 宿泊型自立訓練 共同生活援助（グループホーム）	P 19
12	卒業に向けて	P 20
(1)	「愛の手帳」の成人更新について	P 20
(2)	個別移行支援計画	P 21
(3)	障害基礎年金	P 22

参考資料

【参考資料1】 障害基礎年金 申請用「診断書」（見本）

【参考資料2】 障害基礎年金 申請用「病歴・就労状況等申立書」（見本）

【参考資料3】 本校学区域 行政・福祉事務所・就労支援センター 一覧

1 進路指導とは

- 進路指導とは、生徒自らが卒業後の生活について考え、豊かに生きていく力を育てるための取り組み全体のことを言います。
- 学校では、社会に出るにあたって必要な知識や技能・態度等を、学校生活全般を通して学習していきます。また、進路選択にあたって必要な知識や心構え等を「職業」・「職業に関する専門教科」・「キャリア・ガイダンスの時間」を中心に学習します。さらに、仕事についての具体的な学習場面として、1年次にはインターンシップ(2か所)、2～3年次には現場実習等を設定し、働く態度を学んだり、自己の適性を見つめたり、社会に出て仕事をしていく上での課題を考える機会とします。
- 進路先・就労先は学校が決めるものではなく、最終的に進路先を決定するのは本人です。実習の機会を通じて、どのような職種が向いているのか、希望する職種の企業が求める人材を、本人と保護者が十分に理解し、進路の実現を支援するのが学校になります。この先の5年後、10年後の自立した生活のためにどのような準備が必要なのか、検討することが大切です。
- 本校の教育目標をうけて、保護者や医療、福祉、労働等の関係諸機関と学校が連携をして、進路指導を進めていきます。

本校の教育目標

- 仲間を大切にし、思いやりと規範意識のある生徒の育成
- 社会の中で自立し、社会参加しようとする生徒の育成
- 主体的に考え行動し、豊かな個性や人間性、社会性をもつ生徒の育成

校訓～育てたい生徒像～

【礼節】

正しい言葉遣いを心がけ、優しい笑顔や言葉で挨拶すること

【信頼】

周りの人と仲良く協力し合い、感謝の気持ちをもつこと

【知識】

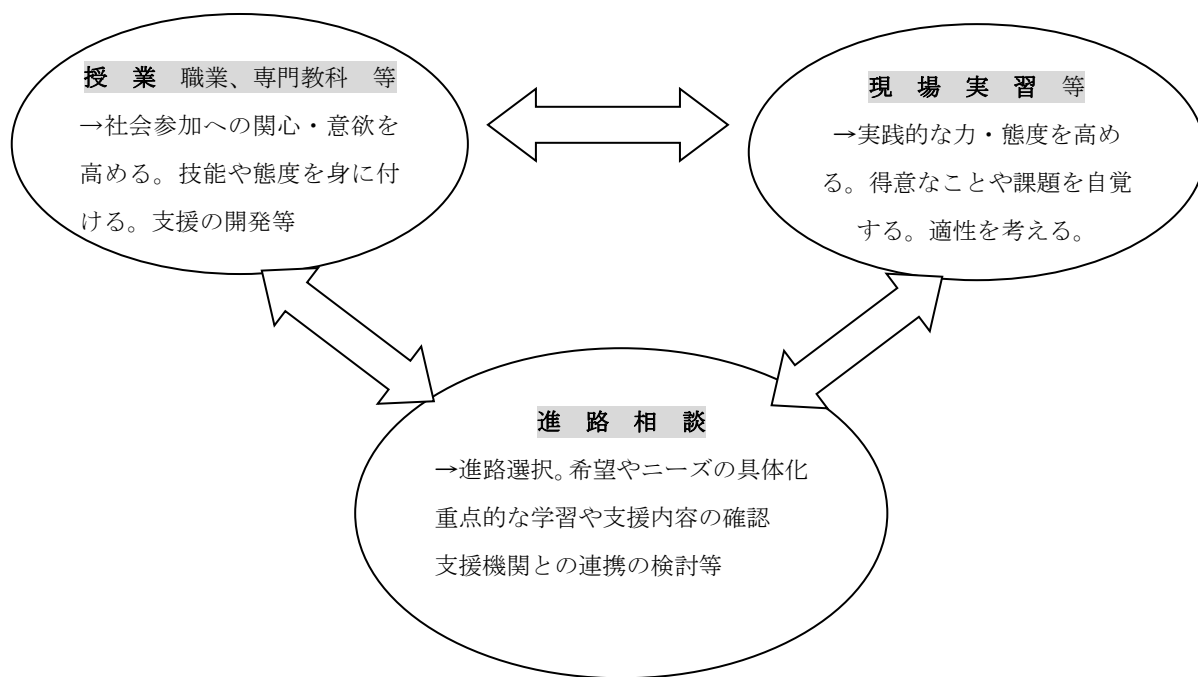
きまりやルールを守って学習に取り組み、様々な知識と態度を身に付けること

【心体】

清潔で健康的な生活を心がけ、健やかな心と体を育むこと

2 高等部3年間の流れ

高等部3年間では、「知る」「体験する」を繰り返しながら、最終的に自分の進路先を「決める」こととなります。具体的には、授業と現場実習等と進路相談の連携の中で進路指導を行い、進路希望や必要な支援をまとめていきます。



「知る」 : 自分自身のこと (好き／嫌い、得意／苦手、できる／難しい など) インターンシップ (業種、職場の環境、一日の流れ、働くために必要な力)

「体験する」 : 現場実習を通じて体験し、自分の向いている業種を絞る。

「決める」 : 現場実習を通じて、自分の進路先を決める。

1年生…主に「知る」ことを中心に学習します。

2年生…主に「体験する」ことを中心に学習します。

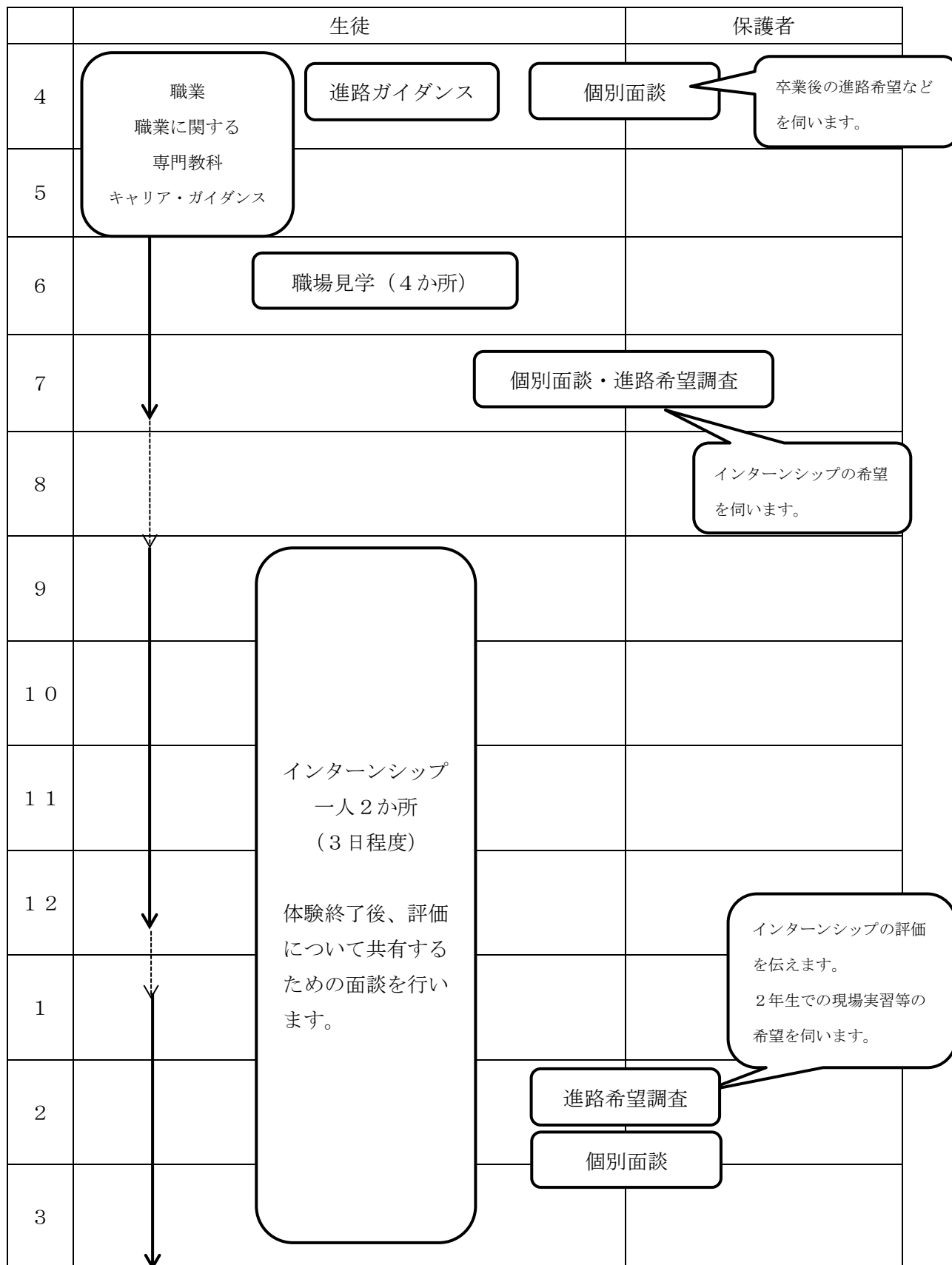
3年生…自分の進路先を「決める」ことが最大の目標になります。

3 進路指導の大まかな流れ

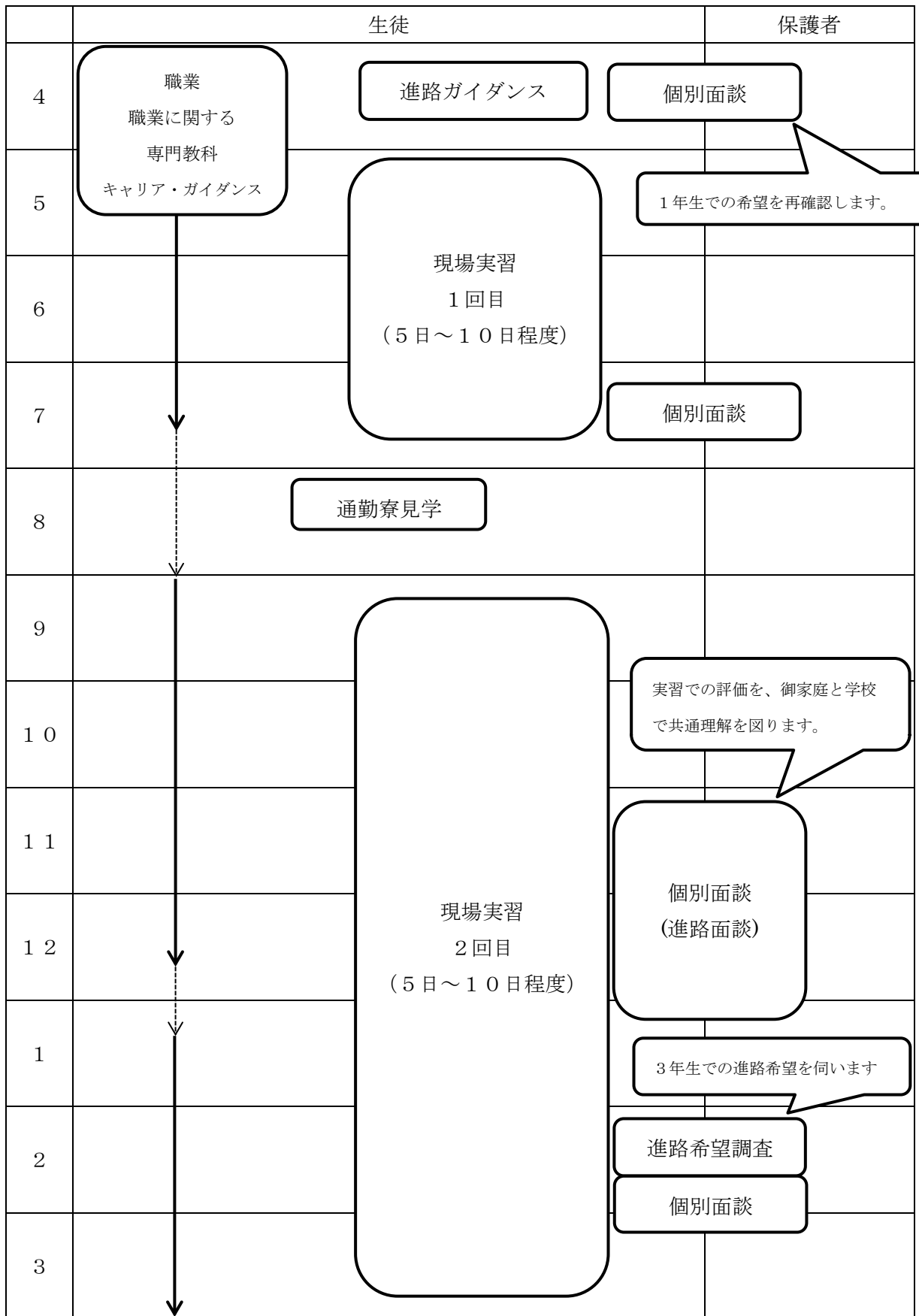
	行事	ねらい・内容	その他（保護者）
1年 「知る」	1学期 ・進路ガイダンス ・職場見学	・3年間、1年生の進路学習の流れを知り、「進路」の意識付けを図る。 ・進路先を知る	・保護者会 ・個別面談
	2学期 ・インターンシップ（1回目）	・専門教科を基本とする業種の仕事を体験する。	・進路保護者会
	3学期 ・インターンシップ（2回目）	・専門教科を基本とする業種の仕事を1回目と違う職種で体験する。	・面談
2年 「体験する」	1学期 ・進路ガイダンス ・現場実習（1回目）	・2年生の進路学習について知る。 ・進路先を知り、自分に適した職種、進路先を考える。	・保護者会 ・面談
	夏季休業中 ・通勤寮見学	・通勤寮の見学を通して、卒業後の生活の場について知る。	
	2～3学期 ・現場実習（2回目）	・働くために必要な事柄や自分の適正や課題を知り、具体的な進路先について考える。	・進路保護者会 ・面談
3年 「決める」	1学期 ・進路ガイダンス ・現場実習	・3年生の進路学習について知る。 ・進路先を決めるための実習を行う。	・保護者会 ・面談
	夏季休業中 ・求職登録 ・福祉事務所訪問	・求職票をもとに、担当官と就労について具体的に相談する。また、就職をするために必要な給食手続きを行う。 ・在住区の福祉課を訪問し、福祉制度の利用、年金、就労支援や生活支援機関等の必要なサービスについて知る。	・面談
	2学期 ・現場実習	・進路先を決めるための実習を必要に応じて随時行う。	・面談
	3学期 ・現場実習 ・個別移行支援計画の作成、移行支援会議等	・進路先を決めるための実習を必要に応じて随時行う。 ・個別移行支援計画を作成し、移行支援会議等で内容を確認する。	・面談

4 各学年の1年間の流れ

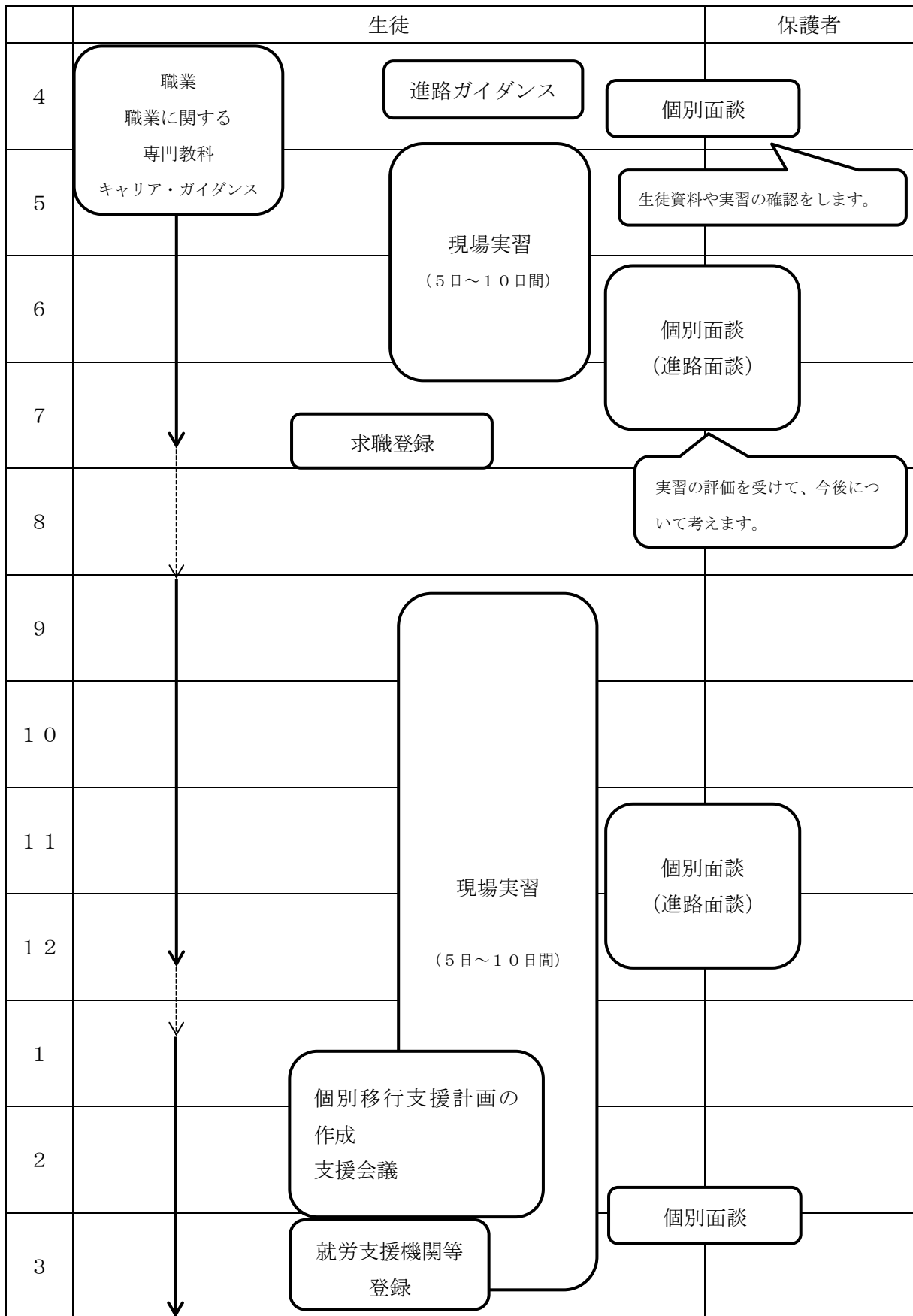
【1年生】



【2年生】



【3年生】



5 見学や体験（実習）に関する行事

◇職場見学

実際に卒業生が就労している職場や進路関係の場所を見学して、卒業後の進路への関心を高めたり就労の心構えを養ったりすることを目的に職場見学を行います。

職業に関する専門教科（事務・清掃・フードサービス・ロジスティクス）での学習に関連する企業を見学します。

◇インターンシップ

1年生の2～3学期に企業（2箇所）で仕事の体験を行い、働く一日を知ります。生徒・保護者と相談して、体験先の企業を決めます。

原則教員が様子を把握するために、巡回することはありませんが、実習中に付き添い、支援等を行うことはありません。体験終了後、評価を参考に今後の進路希望を面談で確認します。

◇現場実習

学校卒業後の生活を見通すために、5日～10日間程度の現場実習を行います。実習先は、希望調査や面談を通じて決めていきます。

2年生の実習は、自分の課題や適性を知る目的で行います。

3年生の実習では、卒業後の自分の進路先を決めることが目標になります。

◇任意実習

長期休業中（主に夏季休業中）に、福祉事業所で体験実習を行うことができます。企業への就職にいたらなかった時、離職したときに利用するところになります。

ただし、「任意実習」は学校から依頼するものではなく、保護者が依頼するものです。「任意実習」を受け入れているかどうかは、各福祉事業所へ確認・相談をしてください。インターンシップ保険は適用になりません。

企業については、「任意実習」を行っていませんので、連絡・相談をしないようにお願いいたします。

6 校内で行う行事

◇卒業生のお話を聞く会（1年生）

企業で働いている本校の卒業生を招いて、普段の仕事の様子を紹介します。仕事をする上で気をつけていることや、大変なこと、やりがいを教えていただきます。また、卒業後の具体的な生活の様子をお話ししていただきます。

◇ビジネスマナー講座

挨拶や身だしなみ、報告・連絡・相談、面談に適した話し方など、基本的なビジネスマナーを身に付けるために東京都就労支援アドバイザーの方を講師に招いて、ロールプレイング等の手法を用いて学習します。

7 相談に関する取り組み

◇進路希望調査

卒業後の進路先や生活について希望調査を行います。

1年生は7月にインターンシップ体験先の希望調査、2月に進路希望の調査を行います。2年生では2回の現場実習を行い、2月に進路希望調査を行います。

◇進路面談・個別面談

「インターンシップ」「現場実習」の後には、「評価表」を基に面談を行います。実習での成果や反省点を明らかにして、今後の学校生活や家庭生活で取り組むことを確認します。

また、進路に関わる相談事があるときには、いつでも担任までお知らせください。

8 関係機関に関する取り組み

◇福祉事務所訪問

3年生の夏季休業中に在住区の福祉課を訪問して、福祉サービスの現状を知り、ケースワーカーとの面談も行います。原則、全員対象となります。

◇通勤寮見学

2年生の夏季休業中に、見学を行います。

◇求職登録

3年生で企業就労や職能開発校を希望する生徒は、保護者と一緒に7月末にハローワーク池袋で求職登録を行います。ハローワーク（職業安定所）に求職登録し、ハローワークを介した求人票に応募し就職することで、雇用環境の安定が図られます。職種、勤務地、勤務時間、賃金等できるだけ具体的な希望を伝えます。

また、職業上の重度判定（P11）の申込みも同時に行います。

◇就労支援機関への登録

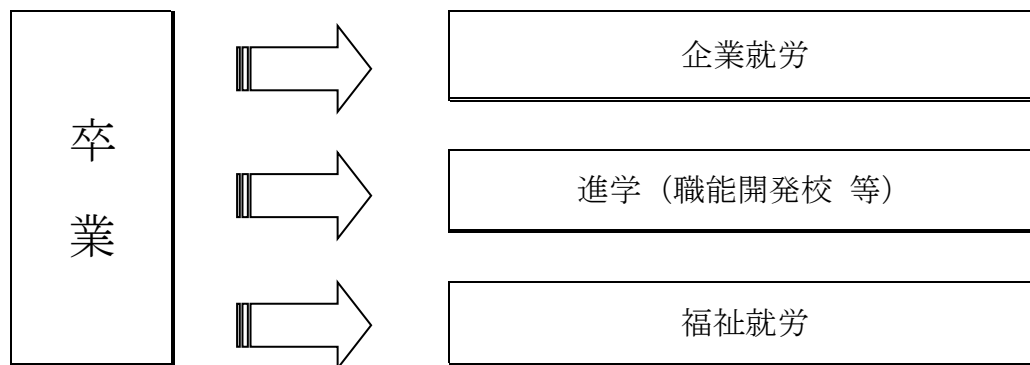
企業からの内定を受けた生徒は、学校卒業後の就労定着支援が円滑に行われるように就労支援機関に登録をします。3月頃に在住区の就労支援機関に訪問し、登録をします。卒業後に仕事に関することで相談にのってくれる大切機関です。

<就労支援機関一覧>

担当区	事業所名	住所・電話
練馬区	練馬区障害者就労支援センター (レインボーワーク)	練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5 階 T E L : 03-3948-6501
中野区	中野区障害者福祉事業団 (ニコニコ事業団)	中野区新井 2-8-13 T E L : 03-3388-2941
杉並区	杉並区障害者雇用支援事業団 (ワークサポート杉並)	杉並区高井戸東 4-10-26 T E L : 03-5346-3250
新宿区	新宿区勤労者・仕事支援センター	新宿区新宿 7-3-29 新宿ここ・から広場しごと棟 T E L : 03-3208-1450
江東区	江東区障害者就労 ・生活支援センター	江東区東陽 4-11-28 江東区防災センター2 階 T E L : 03-3699-0325
板橋区	板橋区障がい者就労支援センター (ハートワーク)	板橋区前野町 4-16-1 板橋区おとしより保健福祉セ ンター 1F T E L : 03-3968-9900
北区	就労支援センター北 (ドリームヴィ)	北区上十条 2-1-12 T E L : 03-3906-7753
豊島区	豊島区障害者支援センター	豊島区池袋本町 1-6-12 T E L : 03- 3985-8830
清瀬市	清瀬市障害者就労支援センター (ワークル・きよせ)	清瀬市上清戸 1-16-62 T E L : 042-495-0010
東久留米市	障害者就労支援室 (さいわい)	東久留米市幸町 3-9-28 T E L : 042-477-3100
小平市	小平市障害者就労・生活支援センター (ほっと)	小平市小川町 2-1333 T E L : 042-346-9540
西東京市	就労支援センター・一歩	西東京市田無 4-17-14 障害者総合支援センター「フ レンドリー」内 T E L : 042-452-0095

9 進路先について

卒業後の進路先は、大きく分けると企業就労と福祉就労、職能開発校等への進学
の3つになります。



(1) 企業就労とは

一般企業等と労働契約を結んで雇用されます。

雇用形態は、正社員、準社員、パート、アルバイトと様々ですが、いずれにしても就業規則を遵守しなければなりません。また正社員として雇用されている方もいますが、契約社員やパート雇用（数ヶ月～1年更新）での就労が大半を占めています。就労先や本人の状況に応じて1日4時間から8時間就労する場合や土日、休日に出勤する場合などがあります。

企業の雇用主は事業の規模などに関わらず、一定の条件以上働く労働者を社会保険に加入させる義務があります。

最低賃金（東京都1,226円 令和7年10月から）が保障されます。

一般の企業等には、従業員数に対してある一定の割合以上の障害者を雇用しなければならないという社会的な責任があります。

関連する言葉として、「障害者雇用促進法」「障害者雇用率（法定雇用率）」「重度判定」「障害者差別解消法」「合理的配慮」などがあります。

契約社員やパート雇用の方が社会保険加入となる条件（一部）

①勤務時間および日数が、正社員の4分の3以上であること

②週20時間以上の勤務で月額8万8000円以上の賃金等の条件を満たしていること ※2026年10月に賃金要件撤廃予定

◇一般雇用と障害者雇用

愛の手帳（東京都における療育手帳）や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している人は、障害者雇用枠での採用に応募することができます。

障害者雇用枠は、一般雇用枠と処遇に違いがある場合もありますが、働く上での配慮が受けられます。

障害者手帳を使わずに一般雇用枠での採用を目指すのは、普通高校などを卒業して就職を目指す生徒と同様の流れで採用選考にいたります。採用後も一般雇用枠としての水準を求められることが予想されます。

※本校は知的障害を対象とした特別支援学校のため、企業就労に関しては原則「障害者雇用」枠での採用になります。

◇特例子会社

特例子会社とは、比較的規模の大きな企業が、働きやすい環境や作業を整えて障害者を多数雇用するために設立した会社です。本校の近隣には、㈱三越伊勢丹ソレイユ（新宿区）、㈱日清食品ビジネスサポートプラス（新宿区）、㈱テクノプロ・スマイル（練馬区）などがあります。

業種としては、清掃や事務補助業務等が中心となります。

特例子会社は、障害への理解や配慮がありますが、仕事の面では幅広い能力が求められる傾向があります。また、他の特別支援学校から希望する生徒も多いです。既に雇用が充足され、新規の募集がない場合もあります。

◇重度判定とは

「**重度知的障害者判定**」（＝重度判定）は、障害者の雇用率カウントや事業主に対する各種助成金、知的障害者の雇用促進と職場定着を図ることを目的とし、就労に際して事業主がどの程度の配慮が必要であるかを判断する制度です。

重度判定とは、「職業上の重度判定」と捉え、愛の手帳の度数とは異なります。愛の手帳3度・4度の方が、企業で働く時に本人の状況にあった判定を受けられるように、愛の手帳の判定基準より幅広く設定されています。

また、障害者雇用率の算定や各種助成金制度は、障害程度に応じて幅があります。（重度判定を受けている障害者を雇用すると、1人につき2人雇用していることとなります。《ダブルカウント》また、重度判定を受けている障害者の雇用に関する助成金も金額が多くなり、期間が長くなります。）

重度判定については、3年生の求職登録の際にハローワークより説明を受け、「判定実施依頼書」と「確認依頼書」を提出することになります。

詳しくは、3年生の保護者会や求職登録の際に御説明いたします。

◇企業就労の業種

東京都特別支援学校の進路研究会では、企業就労の仕事内容について、次の6つの業種に分けています。

業 種	内 容	問われること、向き・不向き、傾向など
事務	パソコン入力、ファイリング メール仕分け、封入など	Word、Excel への対応、細かな仕事、正確さ 報告、連絡、相談等のコミュニケーション能力、 言葉遣い、ビジネスマナー、都心への通勤
飲食・厨房	食器洗浄、調理補助、盛り付けなど	衛生観念、調理・食器洗いに通じているか、立ち 仕事（体力）、スピード、休日の勤務
物流	倉庫の仕事、運搬、ピッキング、 DM発送、仕分け、梱包など	暑さ・寒さへの対応、腕力・脚力、住所・数字・ 英字の読解、立ち仕事（体力）、安全の理解
小売販売	スーパーなど（品出し、青果・生肉・ 鮮魚バックヤード、接客）	コミュニケーション力、手先の器用さ、選別の見 極め、立ち仕事（体力）、休日の勤務
サービス	清掃、クリーニング、介護など	掃除が好き、気がつく、立ち仕事（体力）、手順 の遵守、コミュニケーション力
製造	部品組立、食品加工、ライン作業	細かな仕事、音・臭い、スピード・安全の意識

◇東京都教育委員会チャレンジ雇用

東京都教育委員会として行っている障害者雇用の一形態です。仕事内容としては、都庁や都立学校、都立図書館などで事務や環境整備となります。待遇は東京都教育委員会の非常勤職員であり、1年ごとの契約更新で最長3年間の雇用契約となります。（雇用期間満了までに就労支援機関などと次の就労先を探す必要があります。）

チャレンジ雇用期間中に社会人としてのマナーやコミュニケーション能力を高め、企業就労につなげることとなります。企業就労については、在住区の就労支援機関などで行うこととなります。採用にあたっては選考があります。

(2) 職能開発校等

1年間、専門的に学び・訓練しながら企業就労を目指す場所です。

入学するためには、選考に合格しなければなりません。

訓練手当が10万円程度支給されます。

費用については、訓練費や教材費、交通費、昼食費がかかります。

東京障害者職業能力開発校 実務作業科

所在地：小平市小川西町2-34-1（最寄駅）西武拝島線小川駅

電話：042-341-1427

訓練内容：環境整備作業（清掃や緑化作業）、事務基本作業（封入、メールの仕分けなど）、パソコン作業（名刺作成、書類の電子化など）等、実際の職場での仕事を想定して、一人ひとりの作業能力や適性に合わせた授業をします。

訓練期間 1年 定員30名（新規学卒20名程度）入校時期 4月

応募期間：9月～10月

選考日：10月中旬

選考項目：適性検査、適応検査、面接、医療検査

※HP等で御確認ください

国立職業リハビリテーションセンター

所在地：埼玉県所沢市並木4-2（最寄駅）西武線航空公園駅

電話：04-2995-1201

訓練内容：メカトロ系（機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科）、建築系（建築設計科）、情報系（OAシステム課、DTP/Web技術科）、ビジネス系（経理事務課、OA事務課、オフィスワーク課）、物流系（物流・資材管理課）、職域開発系（アシスタントワーク科※事務、販売、物流、飲食、清掃等のサービス業務における補助作業の遂行に求められる技能及び知識の習得を目指す方向けのコース）の11の訓練科の中に具体的な訓練職種である訓練コース（17コース）を設定しています。

入所選考（職業評価）、募集日程については、ホームページ等で御確認ください。

(3) 社会人として働くために必要な力

個々の企業が求める『会社の仕事に必要な力』は業種や業態が異なれば当然、それぞれに違ってきます。しかし、社会人として働くために必要な力は、どの企業にも共通しているものがたくさんあります。進路指導部は、様々な企業とのつながりや雇用等の情報共有の観点から、企業が集まる会議に参加しています。下記の資料は、企業の障害者雇用の担当者が障害者雇用分科会で検討された～企業就労へのステップ&チャレンジ50～です。就労を目指す、生徒たちが学校卒業時まで身に付けておいてほしい具体的な目標が50個示されているので紹介します。

～企業就労へのステップ&チャレンジ50～

分類	高校卒業までに身につけておきたい事
生活上のスキル	<ul style="list-style-type: none"> ①混雑時の公共交通機関を一人で利用・移動することができる。乗り換え情報（運行情報）を把握できる。 ②保護者や友人と SNS やメールを通してマナー（使用する時間・適切な画像や内容・機密情報取扱）を身に付けている。 ③時間の概念を理解し遅刻早退がない。 ④自分で必要な薬を飲む時間と回数を理解している。 ⑤好き嫌いなく様々な食べ物を取る事ができる。 ⑥体温計を使え体調を他人に言葉で伝えることができる。 ⑦予算を意識しながらお小遣い帳をつける事ができる。自分にまつわる（衣類や靴など）生活用品を一人で調達できる。 ⑧自分の趣味や好みがある（同年代と共通の趣味があると望ましい）。 ⑨トイレットペーパーの適切な使用量を理解している。*女性は生理の対応ができる。
身だしなみ	<ul style="list-style-type: none"> ①定期的に散髪（床屋・美容院など）の習慣がある。寝ぐせを自分で直して外出・登校ができる。 ②鏡を使って鼻毛・髭をケアできる。 ③汚れたり、汗をかいたりした場合にハンカチ・タオル・におい防止スプレーなどを使用できる。 ④洗濯機の使い方を覚える。 ⑤不要なものを適切に捨てること（分別）ができる。自分の部屋・学校のロッカーや机の中の片付けができる。 ⑥時間を意識しながら着替えができる。 ⑦他者から見られている意識を持つ。 ⑧気温や天気に応じた服装を自ら選ぶことができる。
ビジネスマナー・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ①挨拶の大切さを理解し状況に応じた声量で明るく挨拶ができる。 ②正しい言葉遣いや使い分け（目上・年下）が必要なのを理解している。 ③周りに迷惑をかける嘘はよくない事と理解している。 ④先生の話最後まで聞いて理解している。自分の困り事・悩み事を先生などに相談できる。

	<p>⑤分かるまで聞くことができ間違っても隠さないで発信できる。</p> <p>⑥学校の部活・サークルに参加している。</p>
集団行動	<p>①校則がなぜあるのか理解しルールを守っている。</p> <p>②相手の心理状態（喜怒哀楽）を慮れる。</p> <p>③目標がある共同作業の経験を積んでいる。</p> <p>④他人から学んだ行動を表現することができる。</p> <p>⑤集団の中で自分が「今」やるべき事を理解しそれに集中できる。</p> <p>⑥チャイムなしで行動できるか練習する（腕時計や周囲の時計を活用できる）。</p> <p>⑦自分の思い通りにならない現実がある事を知り予定の変更を受け入れる事ができる。</p>
労働意欲	<p>①お金の価値（大切さ）と働くとお金が稼げる事を理解している。</p> <p>②体力と集中力の回復のために休憩をとる大切さを理解している。</p> <p>③周りの大人を見て働く事の大切さを理解している。</p> <p>④「Time is money」を理解している。お金をもらって働くことに責任が生じる事を理解している。</p> <p>⑤行事など途中で投げ出さずに最後までやりきる経験を積んでいる。</p> <p>⑥実習経験や周りの大人をみて働くことの大事さを理解している。</p>
作業能力	<p>①生活に必要な簡単な計算が（計算機などを使用しながら）できる。</p> <p>②簡単な漢字まじりの文章の読み書きとアルファベットを知っている。</p> <p>③授業中など先生の話聞いて理解している。自分の思いを発信している。</p> <p>④興味のある事を通して創意工夫を学んでいる。</p> <p>⑤「まずはやってみよう」という意欲がある。苦手な事にもチャレンジした経験を積んでいる。</p> <p>⑥オンとオフを明確に理解した上でやるべき事を時間内に終わらせることができる。</p> <p>⑦半日程度の立ち作業に取り組むことができる。</p>
就労・自立準備	<p>①保護者が基幹相談支援センターの存在を知っている。就労後のサポートの仕組みを聞いた事がある。</p> <p>②保護者が学校などと就労に向けてコミュニケーションを密にしている。</p> <p>③留守番ができる。保護者は適度な距離感を保ち本人に任せる部分は任せて見守る姿勢ができる。</p> <p>④働くことについて本人と時間をとって話をしている。サポートが困難なら就労後のグループホーム入居を検討する。</p> <p>⑤本人が生きていくには就労が必要だと認識し自分に合っている（と思う）仕事・やってみたい仕事とその理由がある。</p> <p>⑥障がいについて本人・保護者・学校で共通認識が持っている。</p> <p>⑦いずれは保護者から離れて自立することを本人が理解し保護者はグループホームなど将来を見据えて情報収集・見学・体験入居をする。</p>

10 支援機関について

在学中は、生徒たちの生活面や進路について担任や進路指導の先生に相談ができますが、卒業した後は難しくなります。学校は生活の場でなくなり、卒業時の担任の学校の異動などもあり、卒業時と状況が変わります。

学校卒業後に皆さんを様々な面から支えてくれるのが支援機関です。以下に様々な用途の支援機関を紹介します。

◇障害福祉課（ケースワーカー）

区役所等には障害福祉課という窓口があり、そこにはケースワーカーという専門支援者がいます。ケースワーカーは、皆さんが利用する福祉サービス（事業所や移動支援の利用、各種手当など）についていろいろな相談ができ、助言が得られます。ケースワーカーは居住地ごと等で担当者が決まっていますので、居住地の担当者を知っておいてください。

区名	役所の窓口	所在地	電話番号
練馬区 〒176 の方	練馬総合福祉事務所	〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 2 階	03-5984-4611
練馬区 〒177 の方	石神井総合福祉事務所	〒177-8509 練馬区石神井町 3-30-26 石神井庁舎 4F	03-5393-2815
練馬区 〒178 の方	大泉総合福祉事務所	〒178-8601 練馬区東大泉 1-29-1 ゆめりあ 1・4 階	03-5905-5273
練馬区 〒179 の方	光が丘総合福祉事務所	〒179-0072 練馬区光が丘 2-9-6 光が丘区民センター 2 階	03-5997-7075
中野区	障害健康福祉部障害福祉課	〒164-8501 中野区中野 4-8-1 中野区役所 1 階	03-3228-8706
杉並区	保健福祉部障害者生活支援課 保健福祉部障害者施策課	〒166-8570 杉並区阿佐ヶ谷南 1-51-1 杉並区役所 2 階	03-3312-2111
新宿区	福祉部障害者福祉課	〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 新宿区役所 2 階	03-5273-4583

江東区	障害者支援課	〒135 - 8383 江東区東陽 4-11-28 江東区防災センター2階	03-3699-0325
板橋区	福祉部 障がいサービス課	〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 北館 2階	03-3579-2736
豊島区	障害福祉課知的障害者支援グループ	〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1	03-3981-1853
北区	障害福祉課	〒114-8508 北区王子本町 1-15-22 北区役所第一庁舎 1階	03-3908-9085
清瀬市	障害福祉課 障害福祉係	〒204-8511 清瀬市中里 5-842 清瀬区役所内	042-497-2073
東久留米市	障害福祉課 福祉支援係	〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1 東久留米市役所内	042-470-7747
小平市	障がい者支援課	〒187-0032 小平市小川町 2-1333	042-346-9540
西東京市	障害福祉課	〒188-8666 西東京市南町 5 - 6 - 13 田無庁舎 1階	042 - 420 - 2804

◇ハローワーク（公共職業安定所）

働く人と働く場所をつなぐ公的な職業紹介所です。企業就労を目指す人は、ハローワークに求職登録をします。働く人を探している会社は、ハローワークに求人票を出します。

ハローワークでは、求人票に間違いがないかどうか（賃金、勤務時間、交通費、社会保険等）を見極めます。また、ハローワークには、職業相談員の方がいて、会社で働き続けるための相談をすることができます。

事業所名	所在地	電話番号	管轄区域※
ハローワーク池袋	豊島区東池袋 3-5-13	03-3987-8609	練馬区 他
ハローワーク新宿	新宿区歌舞伎町 2-42-10	03-3200-8609	中野区、杉並区、新宿区

※学校在学中の管轄は、ハローワーク池袋となります。

※卒業後は、居住地ごとの管轄となります。

※会社への支援については、会社所在地の管轄のハローワークとなります。

◇職業センター

就労後に安定して働き続けるために、様々な支援をしてもらえる機関です。職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援などがあります。

また、重度判定（※「職業上の重度」です。愛の手帳上の重度(1度・2度)とは異なります）の際に職業センターに行き、所定の検査を受けることもあります。

事業所名	所在地	電話番号
東京障害者職業センター	〒110-0015 台東区東上野 4-27-3 上野トセビル2階・3階	03-6673-3938

◇就労支援センター

安心して働くことができるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供している機関です。23区および市町に事業所があります。

◇ジョブコーチ

会社で働き続けるために、働きやすさのアドバイスをしてくれたり、会社の方に支援の方法を伝えたりする人を「ジョブコーチ」（働く人を支える人）と言います。

ジョブコーチにはいくつかの種類がありますが、多く使われているのが東京ジョブコーチ支援室になります。

東京ジョブコーチ…（公財）東京しごと財団が認定登録したジョブコーチ。都内在住・在勤の障害者を対象として20日以内を目安に支援を実施します。

事業所名	所在地	電話番号
社会福祉法人 東京都知的障害者育成会 東京ジョブコーチ支援室	〒160-0023 新宿区西新宿 8-3-39 STSビル3階	03-5386-7057

◇相談支援について

相談支援を提供している事業所は、大きく分けて「一般相談支援事業所」「特定相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」の3つがあります。相談支援事業所で提供している相談支援は4種類あり、相談する内容によって「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」に分けられます。

相談支援事業所は、各市区町村にありますので、詳しくは福祉課や福祉事務所にお問い合わせください。

① 一般相談支援事業所

さまざまな相談に応じる「基本相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」を行います。基本相談支援では、障害福祉に関する様々な相談に応じます。相談内容に対して必要な情報提供や助言をもらうことができます。

② 特定相談支援事業所

基本相談支援に加えて、サービス利用を希望する人に向けた「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」を行います。

福祉サービス（移動支援、短期入所、就労移行支援や就労継続支援、生活介護等）を利用したいときに、申請に必要な「サービス等利用計画案」の作成や、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。支給決定後には、「サービス等利用計画」を見直すモニタリングを行います。

必要に応じて関係機関を集めた会議の実施、サービス利用の更新、サービス等利用計画の見直しなどをします。

③ 障害児相談支援事業所

児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用する際の相談に応じてくれます。「障害児支援利用計画案」や「障害児支援利用計画」を作成します。また、サービス利用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて変更することになります。

1 1 生活の場

保護者等から離れて、自立に向けた練習や共同生活を送る場所があります。

◇宿泊型自立訓練（「通勤寮」など）

通勤寮では、企業就労している人が将来の自立（一人暮らしやグループホーム等での暮らし）に向けて共同生活をしながら様々な訓練をする場所です。

利用期間は、基本的には2年間です。

利用料は、訓練等給付費の定率負担分になり、それぞれの収入によることとなります。他に食費・光熱費・行事等の参加費などが必要です。

施設名称	所在地	電話番号
立川通勤寮	〒190-0023 立川市柴崎町 4-11-15	042-528-3572
豊島通勤寮	〒170-0001 豊島区西巣鴨 4-9-1	03-3576-0152
町田通勤寮	〒194-0045 町田市南成瀬 1-5-3	042-739-0491
葛飾通勤寮	〒124-0012 葛飾区東堀切 1-16-22	03-3603-0594
江東通勤寮	〒135-0015 江東区千石 1-3-12	03-6666-2306
大田通勤寮	〒144-0046 大田区東六郷 1-1-1	03-6428-6676

◇共同生活援助（グループホーム）

日常生活上の援助を受けながら、共同生活をする場所です。

家賃や食費・光熱費等が必要です。総計で月7～8万円程度必要になるところが多いです。（居住地域によっては家賃補助があります。）

1 2 卒業に向けて

(1) 「愛の手帳」の成人更新について

「愛の手帳」については、東京都愛の手帳交付要綱により「3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、知的障害の程度に著しい変化が生じた時」に更新することになっています。特に、18歳に達した時には、成人更新をすることになっています。

18歳未満の新規取得や更新については、管轄の児童相談所で行いますが、18歳以降の成人更新については、東京都心身障害者福祉センターで行います。（多摩支所で行うこともできます。）

高等部3年生になり18歳を迎える時には、東京都心身障害者福祉センターに電話連絡して、更新のための予約を取り、判定を受けに行ってください。

（※判定の際に心理検査（IQ測定）を行いますので、その前後に医療機関等で検査を受けていると結果が高めに出ることがあります。場合によっては非該当になることもありますので、進路担当等と相談してください。）

【予約開始日】

- 更新と程度変更は毎月1日午前9時～翌月分の予約受付となります。
（1日が土・日曜日、祝日の場合は、休み明けの日が受付日となります。）
- 新規は毎月5日午前9時～翌月分の予約受付となります。

【持ち物・時間等】

- 判定日には、生育歴や現在の様子を把握している方の同行が必要です。
- 持ち物…愛の手帳、印鑑、写真（上半身、脱帽、縦4×横3cm）、身分証明書
- 判定時間…2時間～2時間30分

事業所名	所在地	電話番号
東京都心身障害者福祉センター	〒162-0823 新宿区 神楽河岸1-1 セントラルプラザ 14階	03-3235-2961
東京都心身障害者福祉センター 多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1 (東京都多摩障害者スポーツセンター内)	042-573-3311

(2) 個別移行支援計画

学校を卒業する時に、将来の生活や仕事に関する希望、様々な支援機関などの担当者・連絡先を記載した「個別移行支援計画」を作成します。

この「個別移行支援計画」については、生徒・保護者に確認・了承していただいて、進路先や関係機関（福祉課、支援センター）に引き継ぎます。

進路先や関係機関では、この資料を基に「個別支援計画」（福祉事業所など）や「合理的配慮基礎資料」（企業）などを作成することになり、支援が引き継がれていきます。

(3) 障害基礎年金

障害のある方は、20歳になると「障害基礎年金」を受け取ることができます。ただし、区役所の年金課に申請して受給資格を認定されないと受給できません。障害者手帳を持っているからといって、必ずしも受給できるとは限りません。

詳しくは、高等部3年生の保護者会にて説明いたしますが、下記に概略をお伝えいたします。

◇申請のポイント

① 主治医（精神・神経障害の診断または治療に従事している医師）をもつこと
・「診断書」を精神・神経障害の診断または治療に従事している医師（精神保健指定医、精神科を標ぼうする医師の他、小児科、脳神経科、神経内科、リハビリテーション科などの医師でも可）に書いていただきます。

*上記のような主治医がいない場合は、早めに主治医（障害基礎年金申請に詳しい）にかかるようにしてください。「診断書」を書いていただく前に数回診察を受けることをお勧めします。

② 20歳前に初診日（障害に関して初めて医師の診察を受けた日）・障害認定日（初診から1年6ヶ月後または状態が固定したと判断された日）があること

*知的障害の場合、20歳前の発症なので問題になることはほとんどありません。

③ 19歳までに準備しておくこと

・本人名義の銀行口座。（年金は、本人名義の口座に振り込まれます。）
・心理検査（心理テスト）を受けておきます。「愛の手帳」成人更新の際の心理検査の結果（「IQ証明」）をもらうこともできます。更新した東京都心身障害者福祉センターもしくは多摩支所に連絡・相談してください。

④ 20歳になったら、区役所の年金課に申請する

* 20歳の誕生月の1ヶ月くらい前に国民年金加入のお知らせが届きます。
→必要事項を記入して障害基礎年金の申請書類と一緒に年金課に提出する。

* 「国民年金保険料納付書」が送られてきます。

→「障害基礎年金を申請中です。」と年金課に電話連絡してください。

障害基礎年金の受給ができれば、「保険料免除理由該当届」を年金課に提出すれば、年金の納付は必要なくなります。

*申請前に地域の支援機関等に相談したり、障害基礎年金の申請を経験した方に話を伺ったりするなど、情報を集めておくことをおすすめします。

*審査には概ね3ヶ月かかります。万が一支給決定されなかった場合には、不服申し立てができます。(60日以内)

提出書類：「診断書」「病歴・就労状況等申立書」「療育手帳(愛の手帳)の写し」「年金申請書」「所得証明書」「住民票」等

▶「診断書」は「本人が支援を得ずに一人で暮らす」ことを想定し、生活の困難さがどの程度生じている(=「できる」か「できない」)か、という視点で記入していただきます。そのためには、医師に的確に状況を伝えましょう。

▶医師が作成する「診断書」と保護者が記入する「病歴・就労状況等申立書」の整合性がとれていることが大切です。

⑤その他

・卒業を機に、母子手帳、診察券、受診記録などを整理しておきましょう。

・「企業で働いている」=「障害基礎年金はもらえない」ではありません。

障害の状況を「診断書」と「病歴・就労状況等申立書」に詳しく記載することが重要です。必要でしたら、診察の際に「病歴・就労状況等申立書」の下書きを持参し、主治医に詳しく説明しましょう。

・卒業生では、企業で働いている方も2級年金を取得している場合があります。

また、B型の事業所に通っている方で1級年金を取得している場合もあります。

・知的障害者の年金取得について、インターネットでの情報もありますので、御参照ください。

◇年金額 (令和8年度)

1級…1,059,125円/年

2級…847,300円/年 (日本年金機構ホームページより)

・支給は、2ヶ月ごととなります。所得に応じて支給額が半分になること(前年の所得が370.4万円を超える)、全額停止になること(所得が462.1万円を超える)があります。

【参考資料1】障害基礎年金 申請用「診断書」（見本…実際はA3サイズ）

精

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

（精神の障害用）

様式第120号の4

氏名 <small>（フリガナ）</small>		生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	生（歳）	性別	男・女
住所 <small>住所地の郵便番号</small>		都道府県		市区 郡 区					
① 障害の原因となった傷病名 ICD-10コード（ ）	② 傷病の発生年月日		昭和 平成 令和	年	月	日	診療録で確認 本人の申立て （年 月 日）	本人の発病 時の職業	
	③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日		昭和 平成 令和	年	月	日	診療録で確認 本人の申立て （年 月 日）	④ 既存障害	
⑥ 傷病が治った（症状が固定 した状態を含む。）かどうか。		平成 令和	年	月	日	確認 推定	症状のよくなる見込・・・有・無・不明	⑤ 既往症	
⑦ 発病から現在までの病歴 及び治療の経過、内容、 就学・就労状況等、期間、 その他参考となる事項		陳述者の氏名		請求人との続柄		聴取年月日 年 月 日			
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 <small>（昭和・平成・令和）</small> 年 月 日									
⑨ これまでの発育・養育歴等 （出生から発育の状況や教 育歴及びこれまでの職歴を できるだけ詳しく記入して ください。）		ア 発育・養育歴			イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校（普通学級・特別支援学級・特別支援学校） 中学校（普通学級・特別支援学級・特別支援学校） 高校（普通学級・特別支援学校） その他			ウ 職歴	
エ 治療歴（書ききれない場合は⑩「備考」欄に記入してください。）（※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。）									
医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰（軽快・悪化・不変）				
	年 月～年 月	入院・外来							
	年 月～年 月	入院・外来							
	年 月～年 月	入院・外来							
	年 月～年 月	入院・外来							
⑩ 障 害 の 状 態 （平成・令和 年 月 日 現症）									
ア 現在の病状又は状態像（該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。）					イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。				
<p>前回の診断書の記載時との比較（前回の診断書を作成している場合は記入してください。）</p> <p>1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明</p> <p>I 抑うつ状態</p> <p>1 思考・運動制止 2 刺激性、興奮 3 憂うつ気分</p> <p>4 自殺企図 5 希死念慮</p> <p>6 その他（ ）</p> <p>II そう状態</p> <p>1 行為心迫 2 多弁・多動 3 気分（感情）の異常な高揚・刺激性</p> <p>4 観念奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進 6 誇大妄想</p> <p>7 その他（ ）</p> <p>III 幻覚妄想状態等</p> <p>1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害</p> <p>5 著しい奇異な行為 6 その他（ ）</p> <p>IV 精神運動興奮状態及び昏迷の状態</p> <p>1 興奮 2 昏迷 3 拒絶・拒食 4 減衰思考</p> <p>5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応</p> <p>8 その他（ ）</p> <p>V 統合失調症等残遺状態</p> <p>1 自閉 2 感情の平板化 3 意欲の減退</p> <p>4 その他（ ）</p> <p>VI 意識障害・てんかん</p> <p>1 意識混濁 2（夜間）せん妄 3 もうろう 4 錯乱</p> <p>5 てんかん発作 6 不機嫌症 7 その他（ ）</p> <p>てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照</p> <p>1 てんかん発作のタイプ（A・B・C・D）</p> <p>2 てんかん発作の頻度（年間 回、月平均 回、週平均 回 程度）</p> <p>VII 知能障害等</p> <p>1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度</p> <p>2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度</p> <p>3 高次脳機能障害</p> <p>ア 失行 イ 失認</p> <p>ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害</p> <p>4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他（ ）</p> <p>5 その他（ ）</p> <p>VIII 発達障害関連症状</p> <p>1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害</p> <p>3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他（ ）</p> <p>IX 人格変化</p> <p>1 欠陥状態 2 無関心 3 無為</p> <p>4 その他症状等（ ）</p> <p>X 乱用、依存等（薬物等名： ）</p> <p>1 乱用 2 依存</p> <p>XI その他 []</p>									

「診療録で確認」または「本人の申立て」のいずれかにより本人の申立て「診療録で確認」または「本人の申立て」を聴取した年月日を記入してください。

（お願い）大文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

（お願い）臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）

<p>ウ 日常生活状況</p> <p>1 家庭及び社会生活についての具体的な状況 (ア) 現在の生活環境 (該当するもの一つを○で囲んでください。) 入院 入所 在宅 その他 () (施設名) 同居者の有無 (有 ・ 無)</p> <p>(イ) 全般的状況 (家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。)</p> <p>[]</p> <p>2 日常生活能力の判定 (該当するものにチェックしてください。) (判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。)</p> <p>(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることがほぼできるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(2) 身辺の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身体の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物ができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(4) 通院と服薬 (要・不要)—定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団の行動が行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(6) 身辺の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めらるるなどを含めて、適正に対応することができるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p> <p>(7) 社会性—銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。 <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> おおむねできるが時には助言や指導を必要とする <input type="checkbox"/> 助言や指導があればできる <input type="checkbox"/> 助言や指導をしてもできない若しくは行わない</p>	<p>3 日常生活能力の程度 (該当するものを○で囲んでください。) ※ 日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっと適切に記載できる (精神障害) 又は (知的障害) のどちらかを使用してください。</p> <p>(精神障害)</p> <p>(1) 精神障害 (病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等) を認めるが、社会生活は普通に行える。</p> <p>(2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通に行えるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。)</p> <p>(3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時にに応じて援助が必要である。 (たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。)</p> <p>(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、著しく適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。)</p> <p>(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。)</p> <p>(知的障害)</p> <p>(1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通に行える。</p> <p>(2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通に行えるが、社会生活には、援助が必要である。 (たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度)</p> <p>(3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時にに応じて援助が必要である。 (たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度)</p> <p>(4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。 (たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度)</p> <p>(5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。 (たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人でできない程度)</p>
<p>エ 現症時の就労状況</p> <p>○勤務先 ・ 一般企業 ・ 就労支援施設 ・ その他 ()</p> <p>○雇用体系 ・ 障害者雇用 ・ 一般雇用 ・ 自営 ・ その他 ()</p> <p>○勤続年数 (年 ヶ月) ○仕事の頻度 (週に・月に () 日)</p> <p>○ひと月の給与 (円程度)</p> <p>○仕事の内容</p> <p>○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況</p>	<p>オ 身体所見 (神経学的な所見を含む。)</p> <p>カ 臨床検査 (心理テスト・認知検査、知的障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。)</p> <p>キ 福祉サービスの利用状況 (障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、在宅介護、その他障害福祉サービス等)</p>
<p>⑪ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑫ 予 後 (必ず記入してください。)</p>	
<p>⑬ 備 考</p>	

上記のとおり、診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

印

病歴・就労状況等申立書

No. ー 枚中

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名				
発病日	昭和・平成・令和	年	月	日	初診日
	昭和・平成・令和	年	月	日	
<p>記入する前にお読みください。</p> <p>○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、発病したときから現在までの経過を年月順に期間をあげずに記入してください。</p> <p>○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。</p> <p>○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。</p> <p>○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。</p> <p>○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を8年から6年ごとに区切って記入してください。</p>					
1	昭和・平成・令和	年	月	日から	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで）
	昭和・平成・令和	年	月	日まで	
	受診した ・ 受診していない				
	医療機関名				
2	昭和・平成・令和	年	月	日から	左の期間の状況
	昭和・平成・令和	年	月	日まで	
	受診した ・ 受診していない				
	医療機関名				
3	昭和・平成・令和	年	月	日から	左の期間の状況
	昭和・平成・令和	年	月	日まで	
	受診した ・ 受診していない				
	医療機関名				
4	昭和・平成・令和	年	月	日から	左の期間の状況
	昭和・平成・令和	年	月	日まで	
	受診した ・ 受診していない				
	医療機関名				
5	昭和・平成・令和	年	月	日から	左の期間の状況
	昭和・平成・令和	年	月	日まで	
	受診した ・ 受診していない				
	医療機関名				

※裏面も記入してください。

就労・日常生活状況	1. 障害認定日（初診日から1年6月目または、それ以前に治った場合は治った日）頃と 2. 現在（請求日頃）の就労・日常生活状況等について該当する太枠内に記入してください。
-----------	--

1. 障害認定日（昭和・平成・令和 年 月 日）頃の状況を記入してください。

就労状況	就労していた場合	職種（仕事の内容）を記入してください。	
		通勤方法を記入してください。	通勤方法 通勤時間（片道） 時間 分
		出勤日数を記入してください。	障害認定日の前月 日 障害認定日の前々月 日
		仕事中や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。	
	就労していなかった場合	仕事をしていた（休職していた）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は、具体的な理由を（ ）内に記入してください。	ア 体力に自信がなかったから イ 医師から働くことを止められていたから ウ 働く意欲がなかったから エ 働きたかったが適切な職場がなかったから オ その他（理由 ）
日常生活状況		日常生活の制限について、該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできた 2→自発的にできたが援助が必要だった 3→自発的にできないが援助があればできた 4→できなかった	着替え（1・2・8・4） 洗面（1・2・3・4） トイレ（1・2・3・4） 入浴（1・2・3・4） 食事（1・2・8・4） 散歩（1・2・3・4） 炊事（1・2・3・4） 洗濯（1・2・3・4） 掃除（1・2・8・4） 買物（1・2・3・4）
		その他日常生活で不便に感じたことがありましたら記入してください。	

2. 現在（請求日頃）の状況を記入してください。

就労状況	就労している場合	職種（仕事の内容）を記入してください。	
		通勤方法を記入してください。	通勤方法 通勤時間（片道） 時間 分
		出勤日数を記入してください。	請求日の前月 日 請求日の前々月 日
		仕事中や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。	
	就労していない場合	仕事をしていない（休職している）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は、具体的な理由を（ ）内に記入してください。	ア 体力に自信がないから イ 医師から働くことを止められているから ウ 働く意欲がないから エ 働きたいが適切な職場がないから オ その他（理由 ）
日常生活状況		日常生活の制限について、該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできる 2→自発的にできるが援助が必要である 3→自発的にできないが援助があればできる 4→できない	着替え（1・2・8・4） 洗面（1・2・3・4） トイレ（1・2・3・4） 入浴（1・2・3・4） 食事（1・2・8・4） 散歩（1・2・3・4） 炊事（1・2・3・4） 洗濯（1・2・3・4） 掃除（1・2・8・4） 買物（1・2・3・4）
		その他日常生活で不便に感じていることがありましたら記入してください。	
障害者手帳		障害者手帳の交付を受けていますか。	1 受けている 2 受けていない 8 申請中
		交付されている障害者手帳の交付年月日、等級、障害名を記入してください。 その他の手帳の場合は、その名称を（ ）内に記入してください。 ※略字の意味 身→身体障害者手帳 療→療育手帳 精→精神障害者保健福祉手帳 他→その他の手帳	① 身・精・療・他（ ） 昭和・平成・令和 年 月 日（ 級） 障害名（ ） ② 身・精・療・他（ ） 昭和・平成・令和 年 月 日（ 級） 障害名（ ）

上記のとおりお答えのうえを申し立てます。

令和 年 月 日

請求者 現住所

代筆者 氏名
請求者からみた親類（ ）

氏名
電話番号 — —

【参考資料3】本校学区域 行政・福祉事務所・就労支援センター 一覧

◎行政・福祉事務所・就労支援センター				
練馬区	練馬区健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課	176-8501	豊玉北 6-12-1	03-5984-1387
	練馬総合福祉事務所	176-8501	豊玉北 6-12-1 区役所西庁舎2階	03-5984-4611
	石神井総合福祉事務所	177-8509	石神井町3-30-26 石神井庁舎4階	03-5393-2815
	大泉総合福祉事務所	178-8601	東大泉 1-29-1 ゆめりあ1・4階	03-5905-5273
	光が丘総合福祉事務所	179-0072	光が丘 2-9-6 光が丘区民センター2階	03-5997-7075
	練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)	176-0012	豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階	03-3948-6501
中野区	中野区保健福祉部障害福祉分野(福祉事務所も兼ねる)	164-8501	中野4-8-1 中野区役所 1階	03-3228-8706
	北部すこやか障害者相談支援事業所	165-0022	江古田4-31-10 北部すこやか福祉センター1階	03-5942-5800
	中部すこやか障害者相談支援事業所	164-0011	中央3-19-1 中部すこやか福祉センター内	03-3367-7810
	鷺宮すこやか障害者相談支援事業所	165-0033	若宮3-58-10 鷺宮すこやか福祉センター内	03-6265-5770
	南部すこやか障害者相談支援事業所	164-0013	弥生町5-11-26 南部すこやか福祉センター内	03-5340-7888
	中野区障害者福祉事業団(ニコニコ事業団)	165-0026	新井2-8-13	03-3388-2941
杉並区	杉並区保健福祉部障害者生活支援課	166-8570	阿佐谷南1-15-1 杉並区役所2階	03-3312-2111
	杉並区保健福祉部障害者施策課地域ネットワーク推進係	166-8570	阿佐谷南1-15-1 杉並区役所2階	03-3312-2111
	杉並福祉事務所荻窪事務所	167-0032	天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2階	03-3398-9104
	杉並福祉事務所高円寺事務所(本校学区域では阿佐ヶ谷北6丁目・下井草1丁目1~4番.12~17番在住の方が該当)	166-0003	高円寺南2-24-18	03-5306-2611
	杉並区障害者雇用支援事業団(ワークサポート杉並)	168-0072	高井戸東4-10-26	03-5346-3250
新宿区	新宿区福祉部障害者福祉課(福祉事務所も兼ねる)	160-8484	歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 2階	03-5273-4583
	新宿区勤労者・仕事支援センター	160-0022	新宿7-3-29 新宿ここから広場 しごと棟	03-3208-1450
板橋区	板橋区福祉部障害 福祉課	173-0004	板橋2-66-1	03-3579-2361
	福祉事務所 板橋福祉課	173-0015	栄町36-1	03-3579-2322
	福祉事務所 赤塚福祉課	175-0092	赤塚6-38-1	03-3938-5126
北区	福祉事務所 志村福祉課	174-0046	蓮根2-28-1	03-3968-2331
	北区障害福祉課	114-0022	王子本町1-15-22	03-3908-9085
	王子障害相談係	114-0022	王子本町1-15-22 第一庁舎1階	03-3908-9081
	赤羽障害相談係	115-0044	赤羽南1-13-1 赤羽会館6階	03-3903-4161
	北区障害者福祉センター	114-0032	中十条1-2-18	03-3905-7111
豊島区	福祉部 障害福祉課	171-8422	豊島区南池袋2-45-1 区役所4階	03-3981-1111
	豊島区障害福祉課施設・就労支援グループ	171-8422	豊島区南池袋2-45-1 区役所4階	03-3985-8330
	基幹相談支援センター	171-0031	豊島区目白5-18-8	03-3953-2811
江東区	江東区障害福祉部障害支援課		江東区東陽4-11-28	03-3647-9507
	江東区障害者就労・生活支援センター		江東区東陽4-11-28	03-3699-0325
足立区	中部第一福祉課	121-8512	足立区中央本町4-5-2 3階	03-3880-5875
	中部第二福祉課	121-8512	足立区中央本町5-2-2 2階	03-3880-5419
	千住福祉課	120-0036	足立区千住那珂町19-3	03-3888-3142
	東部福祉課	120-0004	足立区東綾瀬1-26-2	03-3605-7129
	西部福祉課	120-0864	足立区鹿浜8-27-15	03-3856-7229
	北部福祉課	121-8555	足立区竹ノ塚2-25-17	03-5831-5797
東久留米市	東久留米市福祉保健部 障害福祉課 福祉支援係	203-8555	東久留米市本町3-3-1	042-470-7747
	東久留米市障害就労支援室 さいわい	203-0052	東久留米市幸町3-9-28	042-477-2711
	東久留米市地域生活支援センター めるくまー	203-0052	東久留米幸町3-6-2アトモビル1階	042-476-1335
清瀬市	清瀬市障害福祉課 障害福祉係	204-8511	清瀬市中里5-842	042-497-2073
	清瀬市障害者福祉センター	204-0013	清瀬市上清戸1-16-62	042-495-5511
	清瀬市社会福祉協議会 相談支援事業所	204-0013	清瀬市上清戸1-16-62	042-495-5513
小平市	小平市障がい者支援課	187-8701	小平市小川町2-1333健康福祉センター1階	042-346-9540
	小平市障害就労・生活支援センター ほっと	187-0001	小平市大沼2-1-3	042-316-9078
	小平市障がい者地域自立生活支援センター	187-0043	小平市学園東町1-19-13	042-341-6555
西東京市	西東京市健康福祉部障害福祉課 田無庁舎	188-8666	西東京市南町5-6-13	042-420-2804
	西東京市健康福祉部障害福祉課 防災・保谷保健福祉総合センター	202-8555	西東京市中町1-5-1	042-464-1311
	西東京市障害者就労支援センター 一歩	188-0011	西東京市田無町4-17-14	042-452-0095